

【大阪市】ひとり親世帯臨時特別給付金のご案内

1. 基本給付

● 給付金の対象となる方

令和2年6月分の児童扶養手当が支給されるひとり親世帯等の方

● 給付額

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

● 給付時期

令和2年7月31日（金）（予定）

● 受給方法

受け取りにあたり、申請は不要です。

現在児童扶養手当を受給している口座に振り込みます。

※ 児童扶養手当の支給にあたり、指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きが必要です。裏面の【お問い合わせ先】の大阪市ひとり親世帯臨時特別給付金担当までご連絡ください。

※ 受け取りを希望しない場合は、受給拒否の届出書を同封しておりませんので、本市ホームページから受給拒否申出書の様子をダウンロードのうえ提出いただくか、裏面の【お問い合わせ先】の大阪市ひとり親世帯臨時特別給付金担当までご連絡ください。

（受付期限：令和2年7月20日（月） 必着）

ホームページ：<https://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000507095.html>

2. 追加給付

● 給付金の対象となる方

基本給付を受給される方で、**新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方**（追加給付については、生活保護受給世帯は支給対象となりません。）

● 給付額

1世帯5万円

● 給付時期

令和2年9月以降（予定）

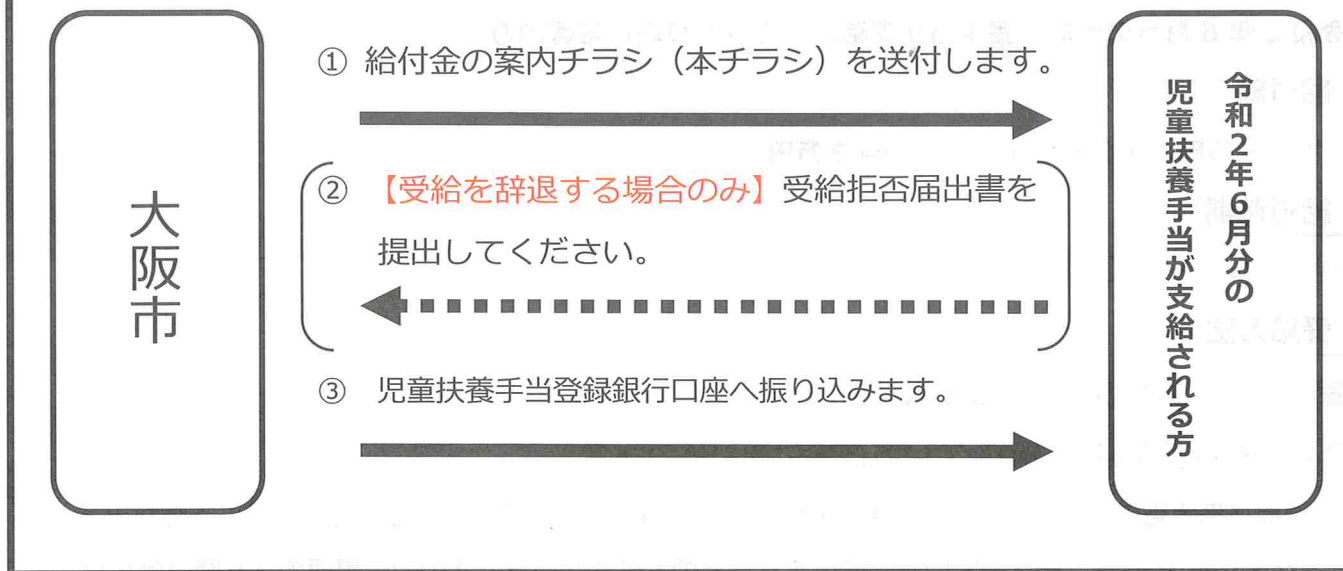
● 受給方法

8月に、大阪市から追加給付のご案内を送付します。（生活保護受給世帯は追加給付の対象外のため、ご案内は送付しません。）

1. 基本給付のイメージ

▶ 1. 基本給付については申請不要です

▶ 大阪市では、7月31日（金）（予定）に児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。



「ひとり親世帯臨時特別給付金」の

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに大阪市や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、**最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。**

また、大阪市から問い合わせを行うことがありますが、その場合でもATM（現金自動預け払い機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの**振り込みを求めることは絶対にありません。**このような不審な電話がかかってきた場合も、すぐに**最寄りの警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。**

【お問い合わせ先】

- 厚生労働省 「ひとり親世帯臨時特別給付金」 コールセンター

TEL : 0120-400-903（受付時間 平日 9:00~18:00）

- 大阪市 「ひとり親世帯臨時特別給付金」担当

こども青少年局子育て支援部こども家庭課

TEL : 06-6208-8289（受付時間 平日 9:00~17:30） FAX : 06-6202-6963

メール : hitorioya-kyufukin@city.osaka.lg.jp